

委員の意見書に例示として挙げられている
閣議決定後に新設された八条委員会

委員会名	根拠規定	委員会の事務の内容(主なもの)
がん対策推進協議会	がん対策基本法(平成18年法律第98号) 第19条(議員立法)	がん対策推進基本計画の立案・変更に関し意見を述べること
肝炎対策推進協議会	肝炎対策基本法(平成21年法律第97号) 第19条(議員立法)	肝炎対策基本指針の立案・変更に関し意見を述べること
統計委員会()	統計法(平成19年法律第53号) 第44条	公的統計の整備に関する基本的な計画の案の作成に関し、意見を述べること 国民経済計算の作成基準を定めるに関し意見を述べること
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号) 第6条第1項 国会での議員修正により、消費者委員会の独立と権限強化が規定。	消費者の利益擁護などの重要事項について調査審議し、内閣総理大臣等に建議すること 消費者庁が所管する個別の法律(例:消費者安全法)に基づき、意見を述べること
年金記録確認第三者委員会	国家行政組織法(昭和23年法律120号) 第8条 「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金記録確認第三者委員会令」(平成19年6月公布・施行)により、総務省に設置。 (総務省行政管理局が所管)	年金記録の確認について、厚生労働省側に記録がなく、本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すこと
年金業務監視委員会	国家行政組織法(昭和23年法律120号) 第8条 「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金業務監視委員会令」(平成22年4月公布・施行)により、総務省に設置。(平成26年3月末まで)(総務省行政管理局が所管)	日本年金機構の業務の実施状況及びそれを監督する厚生労働省の年金業務の実施状況に対する監視・評価等に関する重要事項を調査審議すること について総務大臣に意見を述べること
有明海・八代海総合調査評価委員会	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第210号)第24条(議員立法)	有明海及び八代海等の再生に係る評価すること について主務大臣に意見を述べること

統計委員会の前身である統計審議会は「審議会等の整理合理化に関する基本計画(平成11年4月27日閣議決定)において、法施行型審議会として「府省庁再編時において存置する審議会等」に位置づけられている。